

【点検・評価】
 評価基準 ・◎…計画以上の成果あり ・X…未着手
 ・○…計画通りの実施 ・廃…今年度から廃止
 ・△…遅延(新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業の縮小、休止を含む)

施策及び取組・事業	R5 担当部署	事業の内容	R5年度 取り組み状況	評価	R5 評価・検証結果		今後の方向性
					評価事項(成果)	課題	
基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実							
(1) 安心して生み育てられる環境の整備							
①子育て世代包括支援センター	健康課	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を、関係機関と連携しながら行います。	妊産婦、乳幼児、保護者の相談支援を実施	○	関係機関と連携しながら支援を実施できた。	妊産婦・乳幼児の他、支援が必要な保護者が増加している。	継続
②夜間休日診療所運営及び医療情報の提供		夜間・休日の一次救急診療を行います。令和5年度の県立新庄病院の改築整備により機能を移転します。また、医療情報の提供を行います。	県立新庄病院への機能移転 応援医師の確保 医療情報の提供	○	関係機関と連携しながら機能移転できた。 継続して市民の安心安全のための医療の確保ができた。	応援医師の確保	継続
(2) 母子保健の推進							
①特定不妊治療費助成事業		特定不妊治療に要した費用が山形県の助成の限度額を超えた夫婦に対し、1回10万円を限度として助成します。	生殖補助医療費助成開始に伴う経過措置として事業を継続。	○	子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減に寄与した。	県と市の助成それぞれ申請期限や提出書類が異なるため、申請者の負担が大きい。	廃止
②母子健康手帳交付	健康課	手帳交付時に、妊婦の保健指導・相談を行います。	妊娠初期に面談を実施し、支援が必要な家庭に早期に介入する。	○	特定妊婦の支援に関し、関係機関と連携し重層的な支援ができた。	転入出時の迅速な連携が必要。	継続
③妊婦健康診査		妊婦健康診査受診票を交付し、費用を助成します。	母子手帳交付時に受診票を交付し、県外で受診した場合は、妊婦健診費用の償還対応をした。	○	妊婦及び胎児の定期的な健康状態の確認をし、関係機関と連携した重層的な支援ができた。	償還払い手続きの簡素化	継続
④母親教室（プレママ広場）		妊婦やその夫を対象に、教室を開催します。	プレママ広場において、妊娠8か月の妊婦に対する面談を新たに実施。	○	保健師による個別面談、助産師による健康教育・実技指導を実施。	プレママ広場参加者以外の面談。	継続
⑤新生児聴覚検査費助成事業		新生児聴覚検査の費用を助成します。	新生児聴覚検査にかかる費用のうち、3500円を助成。	○	聴覚障がいの早期発見に寄与した。	償還払い手続きの簡素化	継続
⑥訪問指導		全出生児を対象に新生児・乳児訪問を実施します。また、乳幼児健康診査や妊産婦の相談等で支援が必要な方に、養育支援訪問を実施します。	新生児・乳児訪問は生後2か月以内に訪問を実施。養育支援は必要時、訪問実施。	○	家庭の様子を確認しながら、助言指導を実施。	養育支援が必要な世帯の支援の長期化	継続
⑦予防接種		感染症の予防のため、定期予防接種等を生後2か月より、8種類のワクチン接種を行います。	新生児・乳児訪問時に予防接種について説明し、予診票を配布。	○	訪問時に配布とともに接種勧奨を実施し、接種率向上に寄与した。	接種率の向上。	継続
⑧乳幼児健康診査		4か月児、1歳6か月児、3歳児で実施します。	健康診査を実施し、必要時、精密健康診査受診票を交付。	○	疾病や障がいの早期発見に寄与した。	精密健康診査受診率の向上	継続
⑨歯科健診		1歳6か月児、2歳児、3歳児で実施します。 1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児に集団でフッ素塗布を実施します。	1歳6か月児、2歳6か月児、3歳児で歯科健診と希望者にフッ素塗布を実施。	○	フッ素塗布は希望者が多く、歯科衛生士の個別指導と合わせて効果的にむし歯予防に取り組めた。	歯科衛生士の確保	継続
⑩子育て教室		栄養士によるはじめての離乳食教室や、助産師・保健師による相談支援を行うママと赤ちゃんルームを実施します。	産後ケア導入に伴い、ママと赤ちゃんルームは廃止。離乳食教室は2か月に1回の開催。	○	初期離乳食の試食・相談指導を実施できた。	参加者の増加とスタッフの体制確保	継続
⑪乳幼児相談		定期的な健康相談・育児相談を実施します。	保健師による相談（月2回）、栄養士による相談（月1回）を実施	○	成長とともに変化する、今心配なことに寄り添う相談支援を実施できた。	スタッフの体制確保	継続
⑫子育て世代包括支援センター(再掲)		妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を、関係機関と連携しながら行います。	妊産婦、乳幼児、保護者の相談支援を実施	○	関係機関と連携しながら支援を実施できた。	妊産婦・乳幼児の他、支援が必要な保護者が増加している。	継続
(3) 育児支援の充実(手当・医療費助成等)							
①手当関係	児童手当	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前までの子どもを養育している保護者に支給します。	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、児童手当法に基づいて0～15歳までの児童を対象に支給。R5支給延人数 36,506人	○	児童の家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に寄与した。	子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、市民課と連携し、出生・転入時において制度の周知に努める。	継続
②医療費助成関係	子育て支援医療費助成	子どもの保健の向上と、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までの子どもの医療費の一部を助成します。	令和5年6月診療分から、対象者を高校3年生に該当する年齢まで拡大し、高校1～3年生までの外来・調剤・入院の費用を市で全額負担している。※保険外負担や入院時の食事療養標準負担額などは対象外。 R5対象児童数 0～15歳 3,443人・高校生 803人	◎	高校生までの子どもにかかる医療保険の自己負担額を助成することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援した。	マイナンバー利用による子育て支援医療証との連携について検討する。子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、市民課と連携し、出生・転入時において制度の周知に努める。	継続
	未熟児養育医療給付事業	未熟児で、指定養育医療機関での入院養育が必要な乳児に対し、医療費の自己負担分を助成します。	県内に居住する1歳未満の未熟児であって、医師が入院療育を必要と認めた未熟児を対象とし、指定医療機関において、その療育に必要な医療給付を行う。R5 対象者人数 3人	○	未熟児を抱える世帯の経済的負担の軽減を図ることができた。	適切な医療給付に努める。	継続
③ひとり親家庭の支援事業関係	児童扶養手当	父母の婚姻の解消などにより父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している方に支給します。	児童扶養手当法に基づき、適切に支給している。R5支給対象世帯 294世帯 児童数 419名	○	対象となる家庭を経済的に支援することにより、児童の健全育成と家庭の自立促進の一助となった。	適切な支給に努める。	継続
	ひとり親家庭医療費助成	18歳以下の児童及び当該児童を扶養しているひとり親の医療費の一部を助成します。	ひとり親家庭の医療の確保、生活の安定、子どもの健全な育成を目的として、医療費等の自己負担額の一部または全部について負担軽減する。R5対象世帯数 248世帯 児童数254人	○	ひとり親家庭にかかる医療保険の自己負担額を助成することにより、ひとり親世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援した。	各課と連携し制度の周知に努める。	継続
	母子父子寡婦福祉資金	県事業 母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を支援するために、就学資金等の貸付を行います。	母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を支援するために、就学支度資金等の貸付を行った。R5 申請件数 1件	○	「ひとり親福祉のしおり」や広報や市HPなどにより周知し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るため、また扶養している児童の福祉を増進するため無利子若しくは低利で貸付制度の手続きを行った。（審査・貸付は県の事業）	各課と連携し制度の周知に努め、適切にひとり親家庭の経済的自立の促進を図る。	継続
④保育施設等入所者支援事業関係	認可外保育施設乳幼児育成支援事業	認可外保育施設の安定経営と多子世帯の経済的負担軽減、待機児童対策として補助を行い、子育て環境の充実を図ります。	市内4事業所に基本補助と多子世帯の負担軽減に関する補助金を交付した。	○	認可外保育施設の運営を補助することで年度当初の待機児童を0とすることができた	3歳未満の入所希望が増加しており、引き続き受け皿として認可外保育施設を支援していく必要がある	継続
	第3子以降児童の保育料免除事業	子育てに係る保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを図ります。	国基準の第3子にかかる年齢制限を撤廃して補助を実施した。	○	国基準には該当しない第3子、約40名に対して補助を行い、負担軽減につなげることができた。	現在の補助方法を見直すことで、より迅速な支払いを目指していく必要がある。	継続

※

※

【点検・評価】
 評価基準 ・◎…計画以上の成果あり ・×…未着手
 ・○…計画通りの実施 ・廃…今年度から廃止
 ・△…遅延(新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業の縮小、休止を含む)

施策及び取組・事業	R5 担当部署	事業の内容	R5年度 取り組み状況	評価	R5 評価・検証結果		今後の方向性
					評価事項(成果)	課題	
基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援							
(1) 教育・保育の安定的な提供と質的向上							
①施設型給付、地域型保育給付	子育て推進課	子ども・子育て支援制度に基づく施設型給付及び地域型保育給付により、質の高い教育・保育の提供を図ります。	市内15の教育・保育施設に公定価格に基づき支払いを実施した。	○	給付費請求システムを導入することで、正確で迅速な支払いが可能となった	事業所の安定的な経営につなげるため、支払い日数の短縮を目指していく必要がある。	継続
②認可保育所、認定こども園等への移行支援		認可保育施設や認定こども園等への移行に必要な支援を行います。	認可化や認定こども園への移行希望があれば、随時必要な支援を実施する。	○	支援に向けた実施体制は維持している。	認可外保育施設等の質の確保と向上につなげていく必要がある。	継続
③教員・保育士等の資質向上		各種研修会の参加要請等幼稚園、保育所、認定こども園における教員・保育士等の質的向上と情報交換により連携の強化を図ります。	県や関係機関からの研修案内等、適宜周知を行った。また、以上児が在籍する保育施設に対し、特別支援関連の情報提供や情報交換等を行う特別支援担当者会を年2回開催している。	○	保育施設における職員の資質向上と関係機関との連携の強化が図られた。	保育施設からの要望を研修内容により反映させていく必要がある。	継続
④市立保育所整備事業		新庄市公共施設最適化・長寿命化計画を基に計画的に改築・整備します。	中部保育所の整備について、令和7年度開所に向けた実施設計を完了し、建設工事発注に向けた準備をしている。また、泉田保育所については公設、公営での整備の方向付けができた。	○	中部保育所の整備については、工事発注工程を随時見直し、関係機関と連携しながら着実な施設整備に向け取り組むことができた。	中部保育所の整備については、今後の物価高騰の影響による建築費の増や他の整備事業との工事工程の調整などが必要となる。	継続
⑤私立幼稚園教育振興事業		私立幼稚園が幼児教育及び経営管理における実践上の問題について調査研究し、教育環境の一層の充実と教職員の資質向上の事業を行った場合に補助金を交付します。	民間事業所4所に対して、補助金を交付した。	○	補助金を交付することによって、教育環境の充実と教職員の資質向上を図るための支援、就学前教育の振興に寄与した。	以前は、私立幼稚園は独自に財源を確保しながら運営していたが、現在は新制度に移行しており、市から施設型給付費など財政支援を受け運営しているため、補助金の目的など制度の見直しも含め検討が必要。	継続
(2) 多様な保育事業の推進							
①認可外保育施設や企業主導型保育施設等への支援	子育て推進課	認可外保育施設の認可化移行や企業主導型保育施設等の整備を支援します。	認可化移行や企業主導型保育施設等の整備の希望があれば、随時、支援を実施する。	○	支援に対する実施体制は維持している。	国の補助金を活用する場合は、国や県との協議による調整が必要となる。	継続
(3) 小学校教育との円滑な接続・連携の推進							
①施設及び事業間の連携の強化	子育て推進課	既存の教育・保育施設と関係機関との情報の共有化をはじめ、必要に応じた連携を図ります。	子ども・子育て会議や市内教育・保育施設等の施設長との意見交換会を実施し、必要な情報の提供や共有を図っている。	○	子ども・子育てに関する課題を共有し、課題解決に向けて意見交換を行った。	市の課題に対し、解決に向けた方策など今後策定する計画へ反映する必要がある。	継続
②特別支援児童への支援		養護教諭の資格を持つ職員が市内保育所、幼稚園、児童館を訪問し、特別支援が必要な児童を把握し、保護者や保育士等への支援、関係各課との連携により適切な就学につなげます。	保育施設への定期訪問を実施し、児童及び保育士等への支援を実施。関係各課との定期的なカンファレンスや各種会議へ出席するなど連携が図られている	○	特別支援担当者会に関係課も出席してもらい、保育施設との連携も図られた。	特別な支援が必要な児童が増加する中で保育士等だけでなく、保護者支援も強化していく必要がある。	継続
基本目標3 子育て家庭への支援体制の整備							
(1) 子育て支援体制の充実							
①地域子育て支援拠点事業	子育て推進課	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報提供その他の援助を行い、子育てに関する不安を軽減します。	公立1か所、民間立3か所体制により運営をおこなっており、年間延べ1,500件を超える利用により、子育てに関する不安軽減につなげることができた。	○	今年度より、補助制度から業務委託契約による運営に変更したことで、安定的な運営に寄与することができた。	LINEによる相談の受付などを実施しているが、様々な状況に対応できるよう、より多くのコミュニケーション手段を模索する必要がある。	継続
②子育て短期支援事業(ショートステイ事業)		保護者の疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設等で一時的に養育・保護をします。	市内の児童養護施設にて、保護者の疾病により、家庭において児童の養育が困難になった家庭に対して、養育・保護した。R5利用延人数 4人	○	児童福祉施設で養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上に寄与した。	周知方法の検討。	継続
③ファミリー・サポート・センター事業		乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を支援します。	民間事業所1か所に運営を委託して実施している。	○	会員数の増加と年間延べ200件近の利用があり、相互援助活動の支援に繋げることができた。	新型コロナウイルスの5類移行に伴い、利用件数が増加傾向にあるため、より多くの援助会員を確保する必要がある。	継続
④一時預かり事業		家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、主に昼間に幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行います。	主に幼稚園型認定こども園において、1号認定の児童を対象に一時預かりとして実施している。	○	1号認定児童の一時預かりを実施することで、保護者支援につなげることができた。	現在、一般型の一時預かり事業所が休止中であり、市内で対応できる施設がないため、ニーズにあわせて早急に事業実施を行う必要がある。	継続
⑤延長保育事業		保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間に、保育所等において保育を実施します。	市内の全ての保育・教育施設と事業実施について業務を委託している。	○	今年度より、補助制度から業務委託契約による運営に変更したことで、ニーズに合わせて安定的な運営に寄与することができた。	延長希望ニーズと施設の運営体制が合致していない場面も見受けられるため、制度のさらなる周知を行う必要がある。	継続
⑥病児保育事業(病児・病後児事業)		病児について、保育施設等に付設されたスペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。	民間事業所1か所に運営を委託して実施している。	○	今年度より、補助制度から業務委託契約による運営に変更したことで安定的な運営に寄与することができた。また、新たに最上町と協定を締結することとした。	最上地区の3町と協定を締結しているが、業務委託料に反映することができず、事業所の運営負担となっている。	継続
⑦児童館・児童センター		児童館、児童センターでは地域の幼児・児童を対象に、健全育成・健康増進と、豊かな情操を育む事業を実施しています。	集団指導と自由来館事業により地域児童へ遊びの場を与え、児童の健康増進等を図った。	○	市内2か所のうち、升形児童館では今年度より自由来館を中心とした運営となった。	集団指導対象の児童が減少する中、自由来館の受入れを積極的に行うための事業企画・運営が必要。	継続
⑧子育てサークル		育児家庭に対し、不安等を軽減するために、親同士の仲間づくりを行い、地域の子育て交流を推進します。	令和4年度末でサークル数は「0」となっているが、上げたい場合の相談、協力体制は維持している。	○	現在、「サークル支援」としてサークルを上げるための支援体制は維持している。	一過性のものではなく、継続したサークル活動が課題となっている。	継続
⑨子育ての情報提供		子育てに関する様々な情報を分かりやすくまとめた『新庄市子育てハンドブック』を作成し、子育て家庭へ配布します。また、市ホームページへ子育てに関する行政サービスや子育て情報を提供します。	子育てハンドブックを最新情報に更新したものを、市ホームページへ掲載し、行政サービスや子育て情報を保護者へ提供した。	○	子ども・子育てに関するニーズ調査やひとり親家庭のニーズ調査へQRコードを掲載し、子育て情報を見やすく閲覧できるよう対応した。	子育て支援情報の提供及びサービスに関する周知方法の検討。	継続

【点検・評価】
 評価基準 ・◎…計画以上の成果あり ・X…未着手
 ・○…計画通りの実施 ・廃…今年度から廃止
 ・△…遅延(新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業の縮小、休止を含む)

施策及び取組・事業	R5 担当部署	事業の内容	R5年度 取り組み状況	評価	R5 評価・検証結果		今後の方向性
					評価事項(成果)	課題	
⑩若者世帯住宅取得	総合政策課	基準を満たした建築工事請負契約または売買契約を締結した物件、もしくは、市の空き家バンクに登録されている空き家を購入する場合、子育て世帯又は新婚世帯若しくは移住世帯である者に対して補助金を交付します。	R4年度で事業終了。	廃			廃止
⑪定住促進住宅の家賃割引	都市整備課	同居する子（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、いわゆる中学生以下）1人で1割、2人以上で2割家賃を割引きます。	同居する子の人数により家賃を決定・変更している。	○	新たに入居した世帯で1件、既に入居中の世帯で1件、子の人数により家賃を決定・変更した。	入居中の世帯の場合は、世帯員異動届で出生を確認しているが、入居者が提出を忘れてしまう場合もあるため、住民記録異動者一覧表での確認が必要である。	継続
(2) 放課後の居場所づくり							
①放課後児童健全育成事業	子育て推進課	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や週末等に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。	公立4か所は新庄市社会福祉協議会に運営を委託し、民間立5か所には補助金を交付し、運営をおこなった。	○	公立4所、民間立5所を設置し、保育を実施しており、放課後における児童の健全育成を図るとともに、施設改修に努めたことにより、児童の安全が確保された。	利用希望が増加傾向にあるため児童の、受け入れ拡充について検討していく必要がある	継続
②放課後子ども教室	社会教育課	地域住民が参画し、児童に対して、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供し、児童の放課後の居場所づくりを進めています。また、地域コミュニティの育成を行い、良質な教育環境の充実を図ります。	萩野学園、本合海小学校、明倫学園において、地域住民の参画を得て、放課後子ども教室を実施した。 ・萩野学園 25回開催・延べ417名 ・本合海小学校 14回開催・延べ228名 ・明倫学園 1回開催・延べ57名	○	萩野学園・本合海小学校では、児童と地域住民が関わる機会を持つことができ、児童が安全・安心に過ごす場を提供することができた。また、明倫学園では夏休休業期間を活用して事業を実施し、異世代交流の場を提供することができた。	指導者の確保	継続
③生涯学習施設での夏休み学習支援		生涯学習施設において、夏休みの児童・生徒の居場所づくりの一環として、学習会を開催します。	各施設において夏休み学習会を実施した。	○	退職教職員の方々などの協力を得ながら学習支援を行うことができた。また、子どもの居場所づくりに寄与することができた。	今後も夏休みの子どもの居場所づくりの一環として継続していく。	継続
④スポーツ少年団活動事業		各スポーツ少年団活動を育成し、スポーツを通して体力づくりやコミュニケーション能力の向上を図ります。	市スポーツ協会を中心にスポーツのみならず、地域貢献活動なども含め年間を通し計画的に活動を行った。	○	活動を通し、生徒・児童のみならず指導者も含めて各スポーツ少年団活動に寄与した	今後もスポーツを通してスポーツ少年団活動に支援をしていく。	継続
(3) 家庭や地域の教育力の向上							
①家庭の役割について学ぶ機会の充実	子育て推進課 関係各課	子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを産み育てることの意義に関しての教育や広報啓発活動を推進します。	実績なし	△	なし	事業内容の見なおし	見なおし
②地域組織活動の支援（母親クラブ）	子育て推進課	遊びを通して、子どもの社会性や運動能力を培う活動や、地域児童の福祉向上に努める母親クラブ活動を支援します。	母親クラブ活動の希望がなく、母親クラブ活動は現在休止している。	○	市における組織率は0%となっているが、支援に対する実施体制は維持している。	これまで、児童館・児童センターを拠点に活動してきたが、活動の拠点の多様性に対応できる支援が必要がある。	継続
③家庭教育講座の支援 （子育て講座、幼児共育ふれあい広場）	社会教育課	家庭教育力向上のため、小中学生の保護者向けの講座を学校単位で開設します。 （子育て講座） また、同じ目的で未就学児を対象として、保護者と児童の触れ合い活動を支援します。 （幼児共育ふれあい広場）	R5年度 取り組み状況（1月未現在） ・幼児共育ふれあい広場 （幼稚園・保育所）7所 363名 ・やまがた子育て講座 （小中学校）3校 89名	○	親子での様々な体験活動の機会や、保護者が家庭教育について考える機会を提供することができた。参加者の満足度も高かった。	事業の実施に協力いただける学校等と、協力していただけない学校等での温度差が少しあるのが課題。	継続
④親子ふれあいイベントの開催	関係各課	子育て中の親同士の交流と充実した子育て生活を支援するため、親子で気軽に参加して楽しめる行事やイベントを開催します。	「めごめ子育て講座」や「あそびの広場」、「わらすこワンダーランド」など地域子育て支援センターの事業、健康課で「お祭り歯っぴい」を地区歯科医師会を協賛して実施している。	○	イベントを通して、子育て家庭の保護者の交流であったり、親子で気軽に楽しめる時間や場所の提供ができた。	これまで、子育て支援センターが主体となり、イベント内容を考えて実施してきたが、今後は、これまでのイベント内容を振り返りながら、保護者の意見を取り入れていく必要がある。	継続
(1) 児童虐待防止対策の強化							
①養育支援事業	健康課	相談や乳児家庭全戸訪問事業により把握した養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者への育児支援を実施します。	新生児・乳児訪問は生後2か月以内に訪問を実施。養育支援は必要時、訪問実施。	○	家庭の様子を確認しながら、助言指導を実施。	養育支援が必要な世帯の支援の長期化	継続
②要保護児童対策地域協議会の強化	子育て推進課	要保護児童対策地域協議会において、関係機関との代表者・実務者会議を開催し、情報交換と虐待防止のための連携機能強化を図ります。	代表者会議 年1回、実務者会議 年4回開催し、必要に応じて個別ケース検討会を開催し、関係機関との情報交換と虐待防止のための連携を強化した。	○	養育に支援が必要な保護者や監護されている児童や、出産後の養育の問題があると予想される妊婦に対して適切な支援を図るため、関係機関との情報交換を行いながら支援方法を協議・決定し適切な支援に結び付けている。	実務者会議やケース検討会を開催し、関係機関との連携し支援対象児童の早期発見と保護者や家庭の養育を支えるための支援の強化。	継続
③家庭児童相談事業の充実		子どもの養育に関する様々な悩みや心配ごとの相談を行い、子どもの健やかな成長を図ります。また、関係機関と連携し、相談・指導及び在宅支援体制の整備と強化を図ります。	子どもの養育に関する複雑多様化する相談に対し、2名の家庭児童相談員を中心に保護者へ寄り添った支援を行うことで、子どもの健やかな成長を図る。R5相談件数 535件（R6.2末）	○	家庭児童相談員2名が、子どもに関する各般の問題につき、家庭やその他のからの相談に応じ、子どもが有する問題または子どもの置かれた環境の状況等を捉え、個々の家庭に対し効果的な援助を行っている。	関係機関の役割分担や保護者との面談を繰り返し、養育相談など適切な支援に結びつけること。	継続
④子ども家庭総合支援拠点の設置		子どもたちが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情把握や情報提供等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を2022年度までに設置し、総合的な支援を行います。	「子ども家庭総合支援拠点」を、令和3年4月1日に設置し、地域の子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性をもった機関として体制整備した。	○	地域内のすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象とし、実情把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等の支援を行っている。	適切な支援に結びつけること。なお、こども家庭センターの設置に向けた検討。	継続
⑤児童虐待防止の啓発活動		子どもの虐待防止のために啓発活動を年間通して実施します。特に11月の「児童虐待防止推進月間」において重点的に実施します。	市ホームページや、11月の市広報で「児童虐待防止推進月間」児童虐待防止への意識の啓発を行った。	○	児童虐待についての意識啓発が図られてきている。また、合わせて「子ども食堂」についての紹介記事を掲載することで、地域全体で子どもを見守る意識づけが出来てきている。	継続的な周知と周知方法について検討。	継続
⑥民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域支援	成人福祉課	地域において児童の健全育成や虐待の早期発見等、子どもと子育て家庭への支援を図ります。	主任児童委員を中心に、担当課や学校と連携し、要支援児童やその家族の見守りに取り組んだ。	○	主任児童委員を中心とした学校訪問や定期的な関係機関との情報共有を継続することで、学校や関係機関との繋がりが持たれている。	高齢世帯の見守り活動を中心に活動している民生児童委員の児童委員活動について、子ども家庭庁の創設による機運の高まりを捉え知識向上を図っていく。また、委員が求める情報と提供できる情報に差があることが課題。	継続

※

※

【点検・評価】
 評価基準 ・◎…計画以上の成果あり ・X…未着手
 ・○…計画通りの実施 ・廃…今年度から廃止
 ・△…遅延(新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業の縮小、休止を含む)

施策及び取組・事業	R5 担当部署	事業の内容	R5年度 取り組み状況	評価	R5 評価・検証結果		今後の方向性
					評価事項(成果)	課題	
(2) ひとり親家庭等の自立支援							
①母子・父子自立支援員による相談支援	子育て推進課	母子・父子自立支援員1名が駐在し、母子・父子福祉に関する生活相談や貸付相談に積極的に取り組み自立支援を行います。	母子・父子自立支援員1名が駐在し、母子・父子福祉に関する生活相談や貸付相談に取り組んでいる。R5相談延件数 208件 (R6.2未)	○	ひとり親家庭の抱えている日常生活等での問題を把握し、その解決に向けて母子・父子自立支援員による必要な助言及び情報提供を行い、自立に向けた総合的な支援を図っている。	ひとり親家庭の様々なニーズに合わせ、制度の情報提供や適切な助言等の実施できるようスキルアップを図る。	継続
②婦人相談事業		婦人相談員を配置し、日常生活全般において、女性の抱える様々な問題について広く相談に応じます。また、DV相談を受け、適切な支援を行います。	日常生活全般の中で、女性が抱える様々な問題について広く相談に応じている。R5 相談延件数 27件 (R6.2未)	○	離婚相談、経済的な相談、就労等の相談または家庭内暴力などの相談に応じ、関係機関との連携協働のもと生活支援が図られた。	適切な支援に結びつけること。	継続
③児童扶養手当の支給 (再掲)		父母の婚姻の解消などにより父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している方に支給します。(所得制限あり)	児童扶養手当法に基づき、適切に支給している。 R5 受給世帯数 294世帯 419名 (R6.2未)	○	対象となる家庭を経済的に支援することにより、児童の健全育成と家庭の自立促進の一助となった。	適切な支給に努める。	継続
④ひとり親家庭医療給付事業 (再掲)		18歳以下の児童及び当該児童を扶養しているひとり親の医療費の一部を助成します。	ひとり親家庭の医療の確保、生活の安定、子どもの健全な育成を目的として、医療費等の自己負担額の一部または全部について負担軽減する。R5 対象世帯数 248世帯・児童数 254人 (R6.2未)	○	ひとり親家庭にかかる医療保険の自己負担額を助成することにより、ひとり親世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援した。	各課と連携し制度の周知に努める。	継続
⑤高等職業訓練促進給付金支給事業		看護師など、就職の際に有利となる資格取得のために専門学校などの養成機関で1年以上修業する場合に、生活費を支援するため定額を支給します。児童扶養手当受給水準の方が対象。	国家資格などの就職の際に有利となる資格取得のため養成機関で就業する場合に、給付金を支給している。R5 対象者 3名	○	給付金の支給により、ひとり親家庭の自立促進と就業の支援を図った。	制度の周知に努め、ひとり親家庭の安定した就労支援を図っている。	継続
⑥自立支援教育訓練給付金の支給	事前に指定を受けた教育訓練講座を受講し、修了した方に、受講費用の一部を助成します。児童扶養手当受給水準の方が対象。	該当者なし	△	評価なし	制度の周知を図る。	継続	※
⑦ひとり親家庭子育て生活支援事業	県事業	一時的なけがや病気で生活援助、保育サービス等が必要な場合、無料または低料金で家庭生活支援員を派遣します。市は登録受付業務を担い、サービス提供は県母子寡婦福祉連合会へ委託しています。	ひとり親家庭の相談により援護を必要とするひとり親世帯の利用促進。R5 新規登録者数 7件 (R6.2未)	○	ひとり親家庭の福祉の増進と子どもの健全な生活の安定を図った。	制度の周知徹底や利用の促進。	継続
⑧母子父子寡婦福祉資金貸付 (再掲)		母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付を行います。市は相談や受付業務を担い、貸付は県が行います。	母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を支援するために、就学資金等の貸付を行った。R5. 相談延件数 5件 (R6.2未)	○	経済的自立及び生活意欲の助長を図るため、また扶養している児童の福祉を増進するため無利子若しくは低利で貸付制度の手続きを行った。(審査・貸付は県の事業)	適切な支援に結びつけること。	継続
⑨児童扶養手当受給者の就労支援	子育て推進課 新庄公共職業安定所	市と公共職業安定所によるチーム支援を行います。連携して求人情報の提供を行う他、支援プランを作成し、就職支援ナビゲーター等による支援を通して、早期就職の実現を目指します。	「ひとり親家庭のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布等による制度周知を実施。ハローワークと連携し、児童扶養手当現況届時に出張ハローワークを開設し、就労支援を実施した。	○	ハローワークと連携し、きめ細やかな就労支援を行うことで、ひとり親家庭の自立促進を図った。	今後もハローワークとの連携強化し、就労支援を通してひとり親家庭の自立促進を図っていく。	継続
(3) 障がい児等支援の充実							
①児童発達支援	成人福祉課	未就学の障がい児を対象として、日常生活における基本動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。	児童福祉法に基づき、未就学の障がい児を対象として、日常生活における基本動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行った。	○	障がい児相談支援事業所が提案する、支援計画に沿って、サービス事業所において、適切な支援が行われた。	療育を希望する児童が増加しており、事業所の定員が不足してきている。また、医療的ケア児や、要対協ケース児童の受け入れ等、ニーズも高度多様化してきている。	継続
②放課後等デイサービス		就学中の障がい児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練を行う、自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを行います。	児童福祉法に基づき、就学中の障がい児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練を行い、自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを行った。	○	障がい児相談支援事業所が提案する、支援計画に沿って、サービス事業所において、適切な支援が行われた。	療育を希望する児童が増加しており、事業所の定員が不足してきている。また、医療的ケア児や、要対協ケース児童の受け入れ等、ニーズも高度多様化してきている。	継続
③居宅介護		障がい児を対象として、保護者の病気やその他の事由により、在宅での支援が困難な場合、入浴や排せつ、食事などの援助を行います。	障がい者総合支援法に基づき、障がい児を対象として、保護者の病気やその他の事由により、在宅での支援が困難な場合、入浴や排せつ、食事などの援助を行った。	○	障がい児相談支援事業所が提案する、支援計画に沿って、サービス事業所において、適切な支援が行われた。	保護者による支援が困難な事由が多様化してきている。	継続
④短期入所		障がい児を対象として、保護者の病気やその他の事由により、在宅での支援が困難な場合、児童福祉施設等へ短期入所することで必要な支援を行います。	障がい者総合支援法に基づき、障がい児を対象として、保護者の病気やその他の事由により、在宅での支援が困難な場合、児童福祉施設等へ短期入所することで必要な支援を行った。	○	障がい児相談支援事業所が提案する、支援計画に沿って、サービス事業所において、適切な支援が行われた。	利用希望者に対し、受け入れ事業所が不足している	継続
⑤補装具給付		身体障がい児(特定の難病患者を含む。)を対象として、失われた部位や損傷のある部位を補い、必要な機能を確保するための用具の購入費や修理費を支給します。	身体障がい児(特定の難病患者を含む。)を対象として、失われた部位や損傷のある部位を補い、必要な機能を確保するための用具の購入費や修理費を支給した。	○	必要な機能を確保するための用具の購入費や修理費を支給することができた。	特になし	継続
⑥日常生活用具給付等		身体障がい児(特定の難病患者を含む。)に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行います。	障がい者総合支援法に基づき、身体障がい児(特定の難病患者を含む。)に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行った。	○	自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することができた。	特になし	継続
⑦障害児福祉手当の支給		日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満)を対象として、障害児福祉手当を支給します。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満)を対象として、障害児福祉手当を支給した。	○	対象となる児童に対し、障害児福祉手当を支給した。	特になし	継続
⑧特別児童扶養手当の支給	子育て推進課 (支給は県)	重度の障がいや有する在宅の20歳未満の児童を扶養している人に特別児童扶養手当を支給します。	精神または身体に重度の障がいや有する20歳未満の児童を扶養している人に福祉の増進を図るために支給している。	○	重度の障がいをもつ児童の扶養に必要な費用の一部に役立てることができた。	制度の周知に努める。	継続
⑨発達支援相談(すこやか子ども相談)	健康課	ことばの遅れなど発達面が気になる幼児を対象に、最上学園療育担当保育士、保健師が相談に応じます。	年6回実施。家庭での関わり方を中心助言指導を行った。	○	育児不安の軽減に寄与した。	スタッフの体制確保	継続
⑩障がい児保育	子育て推進課	障がいのある子どもで、発達のために集団保育が必要とされる子どもに配慮した保育を実施します。	障がいのある児童に対し加配保育士を配置。民間立保育園及び認定こども園の児童(2.3号認定)に加配保育士を配置した場合補助金を交付した。	○	補助金の交付により障がい児を受け入れる保育施設の負担軽減に寄与し保育環境の充実につながった	配慮が必要な児童が年々増加傾向にあり保育施設で	継続

【点検・評価】
 評価基準 ・◎…計画以上の成果あり ・X…未着手
 ・○…計画通りの実施 ・廃…今年度から廃止
 ・△…遅延(新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業の縮小、休止を含む)

施策及び取組・事業	R5担当部署	事業の内容	R5年度取り組み状況	評価	R5評価・検証結果		今後の方向性
					評価事項(成果)	課題	
①特別支援児童への支援（再掲）		養護教諭の資格を持つ職員が市内保育所、幼稚園、児童館を訪問し、特別支援が必要な児童を把握し、保護者や保育士等への支援、関係各課との連携により適切な就学につなげます。	保育施設への定期訪問を実施し、児童及び保育士等への支援を実施。関係各課との定期的なカンファレンスや各種会議へ出席するなど連携が図られている	○	特別支援担当者会に関係課も出席してもらい、保育施設との連携も図られた。	特別な支援が必要な児童が増加する中で保育士等だけでなく、保護者支援も強化していく必要がある。	継続
②専門家による発達障がいに関する巡回相談の実施	学校教育課	山形大学の専門教授による幼児・小・中学校への巡回相談を実施し、発達障がいの疑いのある児童への指導について支援します。	年20回を予定していたが、教授の都合により18回実施となった。	△	教室環境づくりや、個に応じた指導方法など具体的な対応につながった。	細やかな引継ぎによる適切な支援の継続。	継続
③教育支援委員会の開催		各委員の意見を踏まえながら、児童生徒の適正な就学について支援します。また、関係機関や幼児教育施設等とも連携し、配慮を要する子どもの小学校就学について支援します。	予定通り年2回開催し、その他適宜小委員会を開催し協議した。	○	各機関の立場と専門的知見からの意見を総合し、適正な就学につなげることができた。	就学に関する基準の周知と、開催時期の検討。	継続
④特別支援教育委員会の開催		研修会を開催し、発達障がいを含む特別支援教育への理解と指導について支援します。	今年度は、各校から事例を持ち寄り、講師より指導を受ける研修を行った。	○	各校の困り感に応じた具体的なアドバイスを得ることができた。	市全体や各校の課題に応じた研修の設定。	継続
⑤教育相談の実施		児童生徒、またその保護者の学習に関する相談、いじめ・不登校の悩み相談等に応じます。また、適応指導教室（シャイニング教室）で定期的な学習支援を行います。	適応指導教室、学習相談では、主に14名の児童生徒に対して定期的な学習支援を行った。	○	不登校傾向の児童生徒の学力保障と、心の安定につなげることができた。	児童生徒本人から相談しやすい体制づくり。	継続
(4) 貧困等困難を抱える子どもたちへの支援							
①学校教育による学力保障	学校教育課	家庭環境や地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数での指導や個の対応を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細やかな指導を推進します。	各校年間2回の学校訪問の他に、各校の実態や要望に応じて訪問指導を行った。	○	市全体の課題や各校の状況に応じた指導を行うことができた。	若手教員への授業づくり支援を進めていく。	継続
②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携		児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図ります。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールカウンセラーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築します。	全中学校区にスクールカウンセラーが配置され、小学校においても必要に応じて活用することができた。	○	スクールカウンセラーと市教委との連絡も定期的実施し、ケースに応じて福祉部局とつながることができた。	福祉部局との連携を強化し、児童生徒、保護者への支援を行っていく。	継続
③児童生徒就学援助費交付事業		経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費等の必要な費用を援助します。	準要保護児童生徒の認定を行い、学用品費等の補助を実施した。	○	準要保護の申請を随時受付し、遅滞なく援助を実施することができた。	就学援助制度について、引き続き学校を通して、保護者に周知していく。	継続
④学習支援事業の推進	社会教育課 成人福祉課 子育て推進課	NPO等の団体が実施する事業や生活困窮者自立支援制度等各関係法に基づく事業の調整を図り、実施を推進します。	【成人福祉課】子どもの生活・学習支援事業（通所型・訪問型）をNPO法人に委託し、推進した。【子育て推進課】市内子ども食堂の開催に合わせて、月2回集合型で開催。R5参加者 小学生5人・中学生6人	○	【成人福祉課】子どもの生活・学習支援事業（通所型・訪問型）をNPO法人に委託し、推進した。 【子育て推進課】基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習習慣の定着に寄与した。	【成人福祉課】生活保護受給者の参加者が少なかった。 【子育て推進課】事業の周知方法の検討と、事業拡充についての検討。	継続
⑤子どもの食事・栄養状態の確保	成人福祉課 学校教育課	生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得者への支援を引き続き実施します。また、学校給食の目的に基づき、学校給食の充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。	【成人福祉課】生活保護法に基づき、子どもが義務教育学校に通う生活保護受給世帯に教育扶助を支給し、学校給食に対する補助を行った。 【学校教育課】就学援助制度により、該当児童生徒の保護者に給食費全額を支給した。また、栄養教諭や給食主任を中心に食育の推進を図りつつ、栄養バランスのとれた学校給食の実施に努めた。	○	【成人福祉課】生活保護法に基づき、子どもが義務教育学校に通う生活保護受給世帯に教育扶助を支給し、学校給食に対する補助を行った。 【学校教育課】就学援助制度によって、低所得の方の経済的負担を軽減することができた。また、地産地消に努め食文化の理解を深めることで、心身の健全な発達に資することができた。	【成人福祉課】法定事務なので特になし。 【学校教育課】栄養バランスよく摂取できるよう、また、できるだけ残食を減らせるよう、献立を検討する。	継続
⑥保護者の自立支援	成人福祉課	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐことができた。	○	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐことができた。	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業の広報（早めに相談機関につなげ、早めに支援につなげる）	継続
⑦保育等の確保	子育て推進課	ひとり親家庭の子どもの保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討します。	保育所や放課後児童クラブの入所調整時には、世帯の状況等に配慮している。	○	他の事業への適用実施まで至らなかった。	他の事業への適用について引き続き検討する。	継続
⑧保護者の健康確保		家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行います。また、ひとり親家庭が情報交換を行い、お互いに悩みを打ち明けたり相談し支えあう場の提供を行います。	母子・父子自立支援員1名が駐在し、母子・父子福祉に関する生活相談や貸付相談に取り組んでいる。R5相談件数 208件（R6.2未）しかし、相談し合える場の提供については、未実施。	○	ひとり親家庭の抱えている日常生活等での問題を把握し、その解決に向けて母子・父子自立支援員による必要な助言及び情報提供を行い、自立に向けた総合的な支援を図っている。	ひとり親家庭の様々なニーズに合わせ、制度の情報提供や適切な助言等の実施できるようスキルアップを図る。相談し合える場の提供については、内容検討が必要。	継続
⑨母子生活支援施設等の活用		専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援します。	実績なし	評価なし。	必要な際の手続き等のマニュアル化。	継続	
⑩食育の推進に関する支援	健康課	望ましい食習慣や生活習慣の形成のため、乳幼児健康診査等における栄養指導を行い、食育の推進を図ります。	乳幼児健康診時に生活にそった具体的な栄養指導を行いながら、食育の推進を行った。	○	望ましい食習慣・生活習慣の形成に寄与した。	スタッフの体制確保	継続
⑪生活保護世帯の子どもの進学時の支援	成人福祉課	生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとします。	生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等を支給した。また生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとしました。	○	生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等を支給した。また生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとしました。	生活保護世帯の子どもたち、保護者について、進学意欲、学習意欲が低い傾向がある。生活・学習支援事業にどう結びつけていくかが課題。	継続

※

※

【点検・評価】
 評価基準 ・◎…計画以上の成果あり ・X…未着手
 ・○…計画通りの実施 ・廃…今年度から廃止
 ・△…遅延(新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業の縮小、休止を含む)

施策及び取組・事業	R5 担当部署	事業の内容	R5年度 取り組み状況	評価	R5 評価・検証結果		今後の方向性
					評価事項(成果)	課題	
基本目標5 子育てを地域全体で支えるまちづくり							
(1) 地域における子育て支援の充実							
①地域子育て支援センターの充実	子育て推進課	保護者と子どもが安心して遊び、気軽に相談出来る体制を推進します。子育てサークルを育成しネットワークづくりを推進するとともに、SNSを活用した子育て相談サービス等により相談機能を強化します。	講座・交流会をする事で親同士の情報交換や仲間作りのきっかけとする。また相談しやすい雰囲気作りに徹する。	○	話しやすい環境を整えた事により相談ケースが増えた	わらすこ広場業務と併用している為、土・日・祝日の利用者が多い日は相談業務に手が回らない	継続
②保育ボランティアの育成や子育てサークルとの連携		子育てに関わりのある市民団体による子育て支援体制を構築し、地域で子どもを守り育てていくことを推進します。	月に2回ボランティアの方が来て催し物を開催(読み聞かせ・折り紙)	○	楽しみにし、参加する方が増えた	他のボランティアも増やしていく	継続
③地域食堂の設置への支援		各地域において、児童を含む地域の人々の居場所づくりや世代間交流等を目的とする地域食堂の設置を支援します。	令和5年度に1団体が新規開設し、開設準備に係る費用の補助を実施。	○	子ども食堂が増えることで、子どもの居場所づくりの推進に寄与している。	新規開設者の確保。	継続
④子ども芸術学校の推進	社会教育課	子どもたちに表現活動の楽しさを経験してもらい、芸術文化に親しむ素地を培う場となることを目的に開設された子ども芸術学校の参加児童・生徒への教育と指導者育成を推進します。	各部門担当者と連携を図り、音楽・演劇・表現・造形の各部門において芸術に触れる活動を行った。	○	定期的な活動を実施することによって、子どもたちの芸術文化に対する理解が深まった。	指導者育成及び確保の取り組みが今後も必要である。	継続
⑤最上地域みんなで子育て応援団	最上総合支庁子ども家庭支援課	最上地域の子育てを支援する団体、関係機関、子育てを応援する個人・企業・県・市町村が連携しながら、子育て情報の提供や子育て支援事業を行っています。	月1回程度、正会員が参集し応援団会議を開催。正会員は保育施設をはじめとする子育て関連団体で構成。情報交換や主催事業の企画・協議を行い、子育て世帯向けマルシェイベント・スポーツイベント・支援者向け研修会を実施。	○	これまでコロナで縮小していたものを通常に戻して主催事業を計画通り実施し、最上地域の子育て関連団体が一丸となって子育て世帯への支援に取り組んだ。	県と連携して取り組んでいく。	継続
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進							
①多様な働き方に応じた保育サービスの充実	子育て推進課	子育てに係る保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して仕事と子育ての両立ができる環境を整備します。	国基準の第2子・第3子にかかる年齢制限を撤廃して補助を実施した。	○	国基準には該当しない多子世帯に対して補助を行うことで、負担軽減につなげることができた。	現在の補助方法を見直すことで、より迅速な支払いを目指していく必要がある。	継続
		核家族化と共働き世帯の増加による保育ニーズの多様化に、安心して仕事と子育ての両立ができる環境を整備します。	市内の全ての保育・教育施設と事業実施について業務を委託している。	○	ニーズに応じて保育サービスを実施できる体制を整えることができた。	保護者に対する保育サービスの周知が必要。	継続
②放課後の居場所づくりの推進	社会教育課	利用児童の増加や施設の老朽化に対応した環境整備を行います。	老朽化等に伴う備品や施設の必要な環境整備を実施した。	○	環境整備を行うことにより、児童の安全な居場所を整えることができた。	利用児童が増加傾向にあるため、受入拡充のための整備の検討も必要。	継続
		地域住民が参画し、児童に対して、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供し、児童の放課後の居場所づくりを進めています。また、地域コミュニティの育成を行い、良質な教育環境の充実に努めます。	萩野学園、本合海小学校、明倫学園において、地域住民の参画を得て、放課後子ども教室を実施した。 ・萩野学園 25回開催・延べ417名 ・本合海小学校 14回開催・延べ229名 ・明倫学園 1回開催・延べ57名	○	萩野学園・本合海小学校では、児童と地域住民が関わる機会を持つことができ、児童が安全・安心に過ごす場を提供することができた。また、明倫学園では夏季休業期間を活用して事業を実施し、異世代交流の場を提供することができた。	指導者の確保	継続
③子育て応援企業支援事業	総合政策課	一定の期間の育児休業を取得し職場復帰をした社員がいる企業、もしくは小学校就学前の子を養育する女性を正社員として一定期間継続して雇用している企業に対して奨励金を交付します。	R元年度末に県の山形いきいき子育て応援企業事業が終了したことに伴い、R3年度で事業終了	廃			廃止
④結婚活動支援事業	総合政策課	結婚を希望する未婚者などに対して、出会いの機会や結婚活動に関する情報提供を行います。	①結婚新生活支援事業により、新婚、世帯に対し住宅取得、住宅賃借及び引越費用に係る支援を行った。 ②「最上広域婚活実行委員会」において出会いの場の創出・提供に関する事業を行った	◎	結婚新生活のにかかる経済的な負担の軽減を行うことができた。また、地域全体で未婚者が結婚を前向きに捉えられるよう意識啓発を進めるとともに、出会い・結婚につながるサポート体制の充実を図ることができた。		継続
⑤育児休業制度などの雇用環境の整備	商工観光課	関係団体と連携し事業主への啓発活動を行います。	関係機関からの啓発チラシ・ポスターの設置及び配布協力、市広報紙に掲載。配布は月2回、市報発行後に行っている。	○	チラシ配布等を行うことで、事業主の制度に対する理解が深まり、雇用環境の整備の一助となった。	ワーク・ライフ・バランスの推進のため、継続して事業を実施する。	継続
⑥男女共同による子育て意識の啓発	社会教育課	家庭と職場といった地域社会での男女共同参画の推進を継続していくとともに、生活の基本である家庭において、男女がともに役割を分担し、共同で家事・育児・介護を担えるよう意識の啓発を推進します。	育児休暇の取得のメリットについて市報に記事掲載を行うなど啓発活動を実施した。	○	仕事と家庭の両立のためには職場における理解促進が重要であることを周知することができた。	意識啓発は継続的、長期的な取り組みが必要であるため、今後も各種啓発活動を実施する。	継続
(3) 安心・安全なまちづくり							
①交通安全対策の推進	環境課	通学路をはじめ、地域における防犯灯等の整備に努めるとともに、学校・地域と連携し、通学路の安全確保を推進します。また、かもしかクラブや交通安全教室等の活動を通し、子どもたちの安全意識向上を推進します。	防犯灯の新設および蛍光灯防犯灯のLED化により、通学路の安全確保を推進した。また、かもしかクラブや交通安全教室を実施し、交通安全意識の啓発に努めた。	○	安全安心な道路環境を整備できた。	経年劣化したLED防犯灯の更新を実施していく。	継続
②安心して外出できる環境の整備		防犯協会と連携して安全指導、防犯についての啓発活動を推進します。子どもを犯罪等の被害から守り、非行を防止するため、地域ぐるみで安心・安全なまちづくりを目指します。	防犯協会と連携し年25回以上の啓発を実施した。また通学路において青色回転灯装着車によるパトロール活動を実施した。	○	子どもに対する犯罪を未然に抑止できた。	防犯協会の担い手確保を進める。	継続
③有害環境対策の推進	社会教育課 学校教育課	青少年育成推進員、青少年指導センター指導員の連携による街頭指導、青少年の相談を行います。 パソコンやスマートフォン等を利用した有害サイトへの接続等の問題について、適切な利用の仕方について理解を深める活動を推進します。	【社会教育課】 県と連携して図書館や書店などへ有害図書等に関する注意喚起を行った。また、街頭指導により青少年の安全な通学に寄与した。 【学校教育課】 市生徒指導担当者の研修において、消費生活センターの方を講師としたネットトラブル研修を行った。	○	【社会教育課】 関係機関に注意喚起を行うことにより、青少年が有害情報に接触する機会の防止に寄与することができた。 【学校教育課】 身近な事例をもとに、トラブルに巻き込まれない対応について学ぶことができた。	【社会教育課】 取り組みを継続する。 【学校教育課】 現在の課題をもとに研修等の検討を行っていく。	継続

※

【点検・評価】
 評価基準 ・◎…計画以上の成果あり ・×…未着手
 ・○…計画通りの実施 ・廃…今年度から廃止
 ・△…遅延(新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業の縮小、休止を含む)

施策及び取組・事業	R5 担当部署	事業の内容	R5年度 取り組み状況	評価	R5 評価・検証結果		今後の方向性
					評価事項(成果)	課題	
(4) 安心して利用できる遊び場の整備							
①都市公園等の公園施設(遊具等)の更新	都市整備課	屋外における子どもの遊び場としての公園及び公園施設の更新を順次進めます。	・令和5年2月にまとめた「最上公園（新庄城址）整備基本構想」に基づき、市の中心市街地に位置する最上公園について、新たな都市空間として、市民に愛される公園整備に向けた最上公園（新庄城址）整備基本計画を策定した（令和6年3月完了予定）。 ・都市公園等の遊具は定期点検の結果を踏まえ緊急修繕等を実施した。	○	最上公園については、エリアごとに年次計画で整備を進めることとした。	都市公園全般について、遊具の集約も含めた計画的な更新が必要である。	継続
②地元町内会と協働した公園管理		地元町内会と協力して、町内にある公園の管理を行うことで、地域の公園という意識の醸成と子どもたちが、安心・安全に公園を利用できる環境を推進します。	地元町内会と協定を締結し、維持管理を実施した。	○	地域の公園という意識の醸成につながるとともに、子どもたちが安全・安心に利用できる公園環境を維持することができた。	引き続き、市民協働の枠組みで公園環境の維持・管理を行っている。	継続
③屋内遊戯施設の環境の整備	子育て推進課	子どもが安心して遊べる「遊びの場」の充実を図るため、施設の整備を進めます。	わらすこ広場の環境整備、備品の更新、修繕を実施した。	○	わらすこ広場の環境整備等を行うことによって、降雪期や雨天時にも遊べる児童の遊び場を提供することができた。	より充実した屋内遊戯場にするために、新しい遊具の導入や整備を検討していく必要がある。	継続
(5) 地域交流事業の推進							
①世代間交流の推進	商工観光課	新庄まつりや地域のお祭りなどを通して、子どもの関わりの場を積極的につくることにより、地域住民との世代間交流を推進します。	新庄まつりやカド焼まつり、味覚まつりなど開催することができた。	○	イベントを開催することで子どもたちが地元の伝統ある行事への参加することができた。また歌や踊りの発表の場を提供することができた。	イベント運営を担う各団体への支援の継続が必要である。	継続
②子ども芸術学校の推進(再掲)	社会教育課	子どもたちに表現活動の楽しさを経験してもらい、芸術文化に親しむ素地を培う場となることを目的に開設された子ども芸術学校の参加児童・生徒への教育と指導者育成を推進します。	各部門担当者と連携を図り、音楽・演劇・表現・造形の各部門において芸術に触れる活動を行った。	○	定期的な活動を実施することによって、子どもたちの芸術文化に対する理解が深まった。	指導者育成及び確保の取り組みが今後も必要である。	継続
③放課後子ども教室(再々掲)		地域住民が参画し、児童に対して、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供し、児童の放課後の居場所づくりを進めています。 また、地域コミュニティの育成を行い、良質な教育環境の充実を図ります。	萩野学園、本合海小学校、明倫学園において、地域住民の参画を得て、放課後子ども教室を実施した。	○	萩野学園・本合海小学校では、児童と地域住民が関わる機会を持つことができ、児童が安全・安心に過ごす場を提供することができた。また、明倫学園では夏季休業期間を活用して事業を実施し、異世代交流の場を提供することができた。	指導者の確保	継続
④青少年育成推進委員会		青少年の健全育成を目的に友好都市である高萩市との児童交流事業や、伝承文化を基本とした体験活動を実施し、児童の社会性向上を図ります。	○高萩市・新庄市児童交流事業実施状況 ・高萩ジャンボリー 7/29～30 新庄市参加児童19名 ・萩っ子歴史探検隊 8/18～20 高萩市参加児童10名 ○チャレンジ体験パーク ・稲刈り体験 9/17開催 児童7名、保護者6名参加 ・収穫祭 12/17開催 児童6名、保護者6名参加	○	高萩市との相互交流は、コロナ禍で一時的に途絶えたものの、今年度再開することができた。交流事業、チャレンジ体験パークともに、子どもたちにとって多様な体験と学び、多くの人と人の交流の機会とすることができた。	新たな推進員の確保	継続